

令和5年2月20日

各認定訓練施設代表者 殿

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部長
神 奈 川 県 知 事 黒 岩 祐 治
(公 印 省 略)

感染防止対策に係る協力をお願いについて（通知）

本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、国は2月10日にマスク着用に関する方針を示し、県はそれを踏まえ、以下のとおりマスク着用の見直しを呼びかけますので、従業員等関係者様への周知をお願いいたします。

○マスク着用全般について

- ・3月13日から、マスク着用は個人の判断に委ねることを基本とします。他人に対してマスクの着脱を強いることは避けてください。
- ・なお、国の通知では、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容されることとされています。
- ・医療機関への受診時や面会時、感染リスクが高い方がいる高齢者施設等への訪問時には、いつもマスクの着用をお願いいたします。
- ・「混雑した電車やバス」などでは、引き続きマスクの着用を推奨いたします。

○マスク飲食実施店認証制度について

- ・3月13日より、認証条件からマスク飲食に関する項目を削除し、名称を改め、引き続き運用します。
- ・このことについて、事業者様に特段手続きは生じませんが、県のホームページで、制度名称の貼り替え用データをご提供します。詳細はホームページをご確認ください。

○学校でのマスク着用について

- ・4月1日から、基本的にマスクの着用を求めないことになります。
- ・これに先立ち、卒業式では、卒業生は式典全体を通じて着用を求めないことを各学校に周知しています。

上記内容の詳細については、別添「第74回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議資料（抜粋）」のとおりです。

引き続き、感染防止対策に御協力をお願いいたします。

別添

- ・「知事メッセージ」
- ・「第74回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議資料（抜粋）」

問合せ先
産業労働局労働部産業人材課
技能振興グループ 上野、冠木
電話 045 (210) 5720

知事メッセージ

本県における新型コロナの新規陽性者は1月から減少傾向にあり、医療機関のひっ迫状況も改善してきました。県民の皆さん、お一人おひとりが、基本的な感染防止対策にご協力いただいたことに改めて深く感謝申し上げます。

こうした中、2月10日に、マスクの着用に関する政府の方針が示されました。

3月13日からは、個人の判断を尊重することになりますので、県民の皆さんが、マスクを着用するかどうかは、ご自身の判断で決めてください。

また、他人に対してマスクの着脱を強いることは避けてください。

ただし、重症化リスクの高い方に感染を広げないために、「医療機関への受診時や面会時」「高齢者施設等への訪問時」には、いつもマスクの着用をお願いします。また、「混雑した電車やバス」などでは、引き続き着用をお勧めします。

県のマスク飲食実施店認証制度は、3月13日より、認証条件からマスク飲食に関する項目を削除し、名称を改め、引き続き運用します。

学校でも、4月1日から、基本的にマスクの着用を求めなくなります。

これに先立ち、卒業式では、式典全体を通じて、卒業生は着用を求めないことを、各学校に周知しています。

ウイルスはまだ消えたわけではありませんので、引き続き、手洗いや手指消毒、換気などの基本的な感染防止対策の実践をお願いします。

3年間に及ぶ新型コロナとの戦いも出口が見えてきました。ウィズコロナ社会の実現に向け、引き続き、ご理解とご協力をお願いします。

令和5年2月20日

神奈川県知事 黒岩 祐治



今後の県の取組について

(令和5年2月10日の国の対処方針の変更を踏まえて)

令和5年2月20日

県民に対して

現在（～3月12日）	3月13日～5月7日
1 一人ひとりが徹底用心（法によらない働きかけ） ○M・A・S-Kなど基本的な感染防止対策の再徹底 - 適切なマスクの着用、三密の回避、手洗い等の手指衛生、効果的な換気等 - 会食の際は、短時間、少人数で、マスク飲食の実践 ○高齢者や基礎疾患がある方など重症化リスクの高い方を感染から守る対策の徹底 - 高齢者や基礎疾患のある方や同居家族は家庭内でもマスク着用などの「うつさない、うつらない」対策の実施 - 高齢者施設の従事者は、抗原検査キットによるセルフテストを積極的に活用 ○マスク飲食実施店の利用 ○フケン、接重の積極的な検討 ○感染時の自宅療養に備えた抗原検査キットや食料等の備蓄 ○療養期間中の外出等の際は、マスク着用の徹底 2 セルフテストと陽性者登録（法によらない働きかけ） ○体調に異変を感じたら抗原検査キットによるセルフテスト ○感染した場合は、ハイリスク者以外の方は、「陽性者登録窓口」への登録を第一の選択手段に	1 一人ひとりが徹底用心（法によらない働きかけ） ○基本的な感染防止対策の徹底 - 同左 - 削除 - 国の方針を踏まえたマスク着用の見直しの呼びかけ ○高齢者や基礎疾患がある方など重症化リスクの高い方を感染から守る対策の徹底 - 削除 - 同左 ・ 受診や面会等で医療機関や高齢者施設等を訪問するときは引き続きマスク着用 ○飲食店等感染防止対策実施店の利用 ○同左 ○同左 ○同左 2 セルフテストと陽性者登録（法によらない働きかけ） ○同左 ○同左

国の方針を踏まえたマスク着用の見直しの呼びかけ

マスクを着用するかどうかは、個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な選択を尊重する。【適用日：3月13日】

但し、重症化リスクの高い方に感染を広げないために、以下の場面ではいつもマスク着用

○医療機関への受診時・面会時

○重症化リスクの高い方が入院・生活する高齢者施設等への訪問時

また、混雑した電車やバスへの乗車時は、マスクの着用を推奨

なお、以下の場面も、マスク着用について留意

○感染流行期に重症化リスクの高い方が混雑した場所に行く時は、マスクを着用する。

○施設の利用やイベント参加時に事業者から着用を呼びかけられた時は、マスクを着用する。

○症状がある方、検査陽性の方、及び同居家族に陽性者がいる方は、外出を控える。

通院等やむを得ず外出する時には、人混みは避け、マスクを着用する。

※文部科学省通知等により、学校は、4月1日からマスク着用を求めないことを基本とする。

飲食店・大規模集客施設等に対して

現在(～3月12日)		3月13日～5月7日
事業者向け	飲食店等	○短時間、少人数、マスク飲食などの感染防止対策の推奨(法によらない働きかけ) ○飲食店等での感染対策の強化、特に換気とマスクの適切な着用・マスク飲食(法によらない働きかけ) ○業種別ガイドライン遵守(法第24条第9項) ○マスク飲食実施設認証制度の取組の継続(法によらない働きかけ)
	大規模集客施設等	○人が集まる場所での感染対策の徹底(法によらない働きかけ) ・ 従業員への検査の勧奨 ・ 適切な換気 ・ 手指消毒設備の設置 ・ 入場者の整理・誘導 ・ 発熱者等の入場禁止 ・ 入場者へのマスクの着用等の周知 ○業種別ガイドライン遵守(法第24条第9項)
		○削除 ○削除 ○同左 ○飲食店等感染防止対策実施設認証制度の取組の継続(法によらない働きかけ) (マスク飲食に関する認証項目は削除) ○人が集まる場所での感染対策の徹底(法によらない働きかけ) ・ 同左 ・ 同左 ・ 同左 ・ 同左 ・ 同左 ・ 削除 ○同左

イベントに対して

		現在(～3月12日)	3月13日～5月7日									
		○次の人数上限を遵守(法第24条第9項) (令和5年1月27日(金)～)	○同左									
		<table><tr><td></td><td>感染防止安全計画 策定・提出 (注1)</td><td>その他 (感染防止策チェックリスト 作成・公表)</td></tr><tr><td>人数上限</td><td>収容定員まで</td><td>5,000人又は収容定員50% のいずれか大きい方</td></tr><tr><td>収容率上限</td><td colspan="2">100%</td></tr></table>		感染防止安全計画 策定・提出 (注1)	その他 (感染防止策チェックリスト 作成・公表)	人数上限	収容定員まで	5,000人又は収容定員50% のいずれか大きい方	収容率上限	100%		
	感染防止安全計画 策定・提出 (注1)	その他 (感染防止策チェックリスト 作成・公表)										
人数上限	収容定員まで	5,000人又は収容定員50% のいずれか大きい方										
収容率上限	100%											
	事業者向け	※収容率上限と人数上限でどちらか小さいほうを 限度(両方の条件を満たす必要) (注1)5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適 用										
	イベント											
		○感染防止対策の徹底(法によらない働きか け)	○同左									
		○業種別ガイドライン遵守(法第24条第9 項)	○同左									

その他

【事業者全般に対して①】

- 職場における感染防止のための取組（テレビ会議の活用等）（働きかけ）（継続）
- 在宅勤務（テレワーク）等の推進（働きかけ）（継続）
- 業種別ガイドライン遵守（法第24条第9項）（継続）
- マスク着用見直しを踏まえた業種別ガイドラインの変更に基づく施設での対応や準備（新規）

【事業者全般に対して②】（継続）

- 従業員や児童生徒等からコロナ感染による休暇取得を求められた場合、証明のための医療機関の受診や、療養証明書の提出を求めず、必要な場合は診療明細書、セルフテストの画像、県の陽性者登録窓口に登録後に送られた受付確認メール等代替書類※の提出により休暇を認める。（働きかけ）

※ 生命保険協会ホームページ参照 <https://www.seiho.or.jp/info/news/2022/20220901.html>

その他県の取組

【無料検査事業（一般検査事業）】（法第24条第9項による検査の推奨）（継続）

- 不安を感じる県民の方に身近な場所での検査の機会を提供する「無料検査事業」における一般検査事業は、**制度が続く間は、感染状況等により必要に応じて継続**

【公立学校等における取組】（継続）

- 「県教育委員会における今後の教育活動等について」に基づき、必要な対応を図る。

【県機関における対応】（継続）

- 「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に基づき対応
 - ・ 「全庁コロナ・ソフト」の維持に向け、事業見直しを徹底し、感染拡大期等には、職員確保を優先
 - ・ 県が主催するイベントの原則中止・延期はしないが、感染状況に応じ、事業の中止や実施方法、着手時期を見直す